

会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び
同法第 815 条第 3 項第 3 号に定める事後備置書類
(株式移転に係る事後開示事項)

令和 2 年 7 月 1 日

東京都港区海岸一丁目 9 番 18 号
株式会社ラ・アトレ
代表取締役 脇田 栄一

東京都港区海岸一丁目 9 番 18 号
株式会社 LA ホールディングス
代表取締役 脇田 栄一

株式会社ラ・アトレ（以下「ラ・アトレ」といいます。）は、令和 2 年 2 月 13 日に、同年 7 月 1 日を会社成立の日として、株式移転設立完全親会社である株式会社 LA ホールディングス（以下「持株会社」といいます。）を設立するための株式移転計画（以下「本株式移転計画」といい、本株式移転計画に基づく株式移転を「本株式移転」といいます。）を作成し、同年 3 月 27 日開催の定時株主総会において、本株式移転計画を承認する決議を行い、同年 7 月 1 日に、持株会社を設立いたしました。

本株式移転に関する会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び同法第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

1. 株式移転が効力を生じた日（会社法施行規則第 210 条第 1 号）

令和 2 年 7 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2（株式移転をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 2 号）

会社法第 805 条の 2 の規定により本株式移転の差止請求をした株主はいませんでした。

3. 会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 210 条第 3 号）

- (1) 会社法第 806 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

ラ・アトレは、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、令和 2 年 4 月 7 日付で、ラ・アトレの株主に対し、本株式移転をする旨、株式移転設立完全親会社である持株会社の商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定により株式買取請求権を行使した株主はいませんでした。

(2) 会社法第 808 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

ラ・アトレは、会社法第 808 条第 3 項の規定により、令和 2 年 4 月 7 日付で、ラ・アトレの新株予約権者に対し、本株式移転をする旨並びに株式移転設立完全親会社である持株会社の商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 808 条第 1 項の規定により新株予約権買取請求権を行使した新株予約権者はいませんでした。

(3) 会社法第 810 条（債権者の異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 210 条第 4 号）

本株式移転により、ラ・アトレの株式 5,274,919 株が持株会社に移転しました。

5. その他株式移転に関する重要な事項（会社法施行規則第 210 条第 5 号）

(1) 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるラ・アトレの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するラ・アトレの株式 1 株につき持株会社の株式 1 株の割合をもって、持株会社の株式を割当交付いたしました。

(2) 持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じた日の前日の最終時におけるラ・アトレの新株予約権原簿に記載又は記録された新株予約権者に対し、その所有するラ・アトレの第 7 回新株予約権 1 個につき持株会社の第 1 回新株予約権 1 個、ラ・アトレの第 8 回新株予約権 1 個につき持株会社の第 2 回新株予約権 1 個の割合をもって、持株会社の当該各新株予約権をそれぞれ割当交付いたしました。

(3) 持株会社設立時の資本金及び準備金の額は次のとおりです。

資本金	: 250,000,000 円
資本準備金	: 100,000,000 円
利益準備金	: 0 円

(4) 持株会社の株式は、令和 2 年 7 月 1 日に、株式会社東京証券取引所 JASDAQ（グロース）に上場いたしました。なお、ラ・アトレの株式は、令和 2 年 6 月 29 日をもって、株式会社東京証券取引所 JASDAQ（グロース）において上場廃止となりました。

以 上